

個人住民税の特別徴収(給与所得に係る)について

特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者(特別徴収義務者)が、毎月、従業員に支払う給料から住民税(村・県民税)を徴収(天引き)し、村へ納入していただく制度です。

地方税法及び市町村の条例により、給与支払者は個人住民税を特別徴収しなければなりません。

☆ 所得税のように税額計算や年末調整の必要はありません。

☆ 給与天引きする税額は、村が前年の所得に対して決定・通知します。

(1) 村からその年度分(6月分～翌年5月分)の税額が記載されている通知書が届きます。

(2) 通知書に記載のある従業員の特別徴収税額を徴収(天引き)し、よく月10日までに納入します。

例) 6月支給の給与から6月分(7月10日納付期限)を徴収し、納期限内に納入。

☆ 申請により、年12回の納期を年2回にすることができます。(納期の特例)

ただし、給与の支払いを受ける方が常時10人未満で、村の承認を受けた場合に限ります。

6月分から11月分	11月分(12月10日納付期限)納入書で納入
12月分から翌5月分	翌年5月分(翌年6月10日納付期限)納入書で納入

※ 年の途中からの申請も可能です。詳しくは、住民税担当まで。

様式

*申請書ダウンロードページよりダウンロードしてください。

① 普通徴収から特別徴収へ変更したい従業員がいる。(就職、本人から申し出があったなど)

特別徴収への切替申請書

② 特別徴収をしていた従業員の給与が支給されなくなった。(退職・休職・転勤など)

給与所得者異動届出書

③ 納期の特例:通常12回を年2回の納期にする(従業員常時10人未満、村の承認を受けた場合)

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

④ 特別徴収義務者所在地・送付先変更通知書

特別徴収義務者所在地等変更通知書

特別徴収に関する注意点

特別徴収とは、給与支払者や納税者本人(従業員)の希望制で決定するものではありません。よって、特段の理由なく拒否することはできません。

次に掲げるような給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合には、特別徴収の方法によらないものとされています。

(a) 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所

(b) 給与の支給期間がひと月を超える者(給与の支払いが不定期な場合を含む)。

(c) 退職者又は休職者(5月31日までに予定している者を含む。)

(d) 税額が支給給与額を上回るため、給与から天引きできない者

(e) 他の事業所で特別徴収されている者(乙蘭適用者)

(f) 事業専従者(青色申告者は除く)

事業主の皆様へ ~給与支払報告書の提出義務について~

給与の支払をする者(事業主)は、従業員についての前年中の給与所得(給与収入)にかかる給与支払報告書を該当する従業員の1月1日現在における住所所在の市町村(住民票の登録地又は実際に住んでいる市町村)に提出しなければなりません。